

愛川町立中津第二小学校 いじめ防止基本方針

平成26年3月策定
令和8年 4月改定

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの定義 <いじめ防止対策推進法第2条>

「この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍する等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定められている。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた子どもの立場に立つことが必要である。いじめには、多様な形態があることから、法の対象となるいじめに当たるか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

以上のことから、中津第二小学校いじめ防止基本方針におけるいじめの定義は、法及び国の基本方針の定義にならうものとする。

いじめに対する基本認識 <愛川町いじめ防止基本方針>

- いじめは、いじめを受けた子どもの尊厳を損なう絶対に許されない人権侵害行為である。
- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。

いじめ防止等の対策に関する基本理念 <愛川町いじめ防止基本方針>

- 町民は、いじめをしない・させない・見逃さない。
- 大人は、いじめに対して適切な対処をする。

上記を受けた本校のいじめ防止に向けた基本理念

- 児童自身がいじめについて主体的に考え、正しく判断して行動できる力を身につけさせる。
- 学校と家庭・地域が連携し、大人が模範となる姿を自ら示し、児童の発達段階に応じた支援を行う。
- 「未然防止」「早期発見」「適切な対処」を柱とし、組織的な取組をすることを基本とする。
- ダイバシティやインクルーシブの視点から、個々の違いを認め合う人権教育を行う。

2 学校の具体的な取組

(1) 取組年間計画 (PDCAサイクルを意識して)

- 年間を通しての取組 ●児童支援・指導部会 (週1回) ●児童指導連絡会 (月1回 職員会議)
- 生活アンケートおよびYP検討会

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
内容	前年度児童指導情報交換会 児童指導委員会 生活アンケート①	児童指導委員会 生活アンケート②	YPアンケート		学校地域合同パトロール	生活アンケート	児童全員個別面談	校内いじめ対策推進委員会・クラスで取り組み②	YP検討会 シンクタンク アンケート①		生活アンケート	校内児童指導委員会③

未然防止＝青

早期発見＝赤

その他(取組点検・評価などの機会)＝黒

(2) いじめ防止対策組織

- ①「校内いじめ対策推進委員会」：年3回（いじめ防止対策推進法22条）
《構成員》校長、教頭、総括教諭、児童指導担当、養護教諭、教育相談CO
《内容》
 - 学校いじめ防止基本方針、年間計画の作成・検討
 - いじめ防止全体委員会の運営
 - いじめ対応についての共通理解
- ②「日常点検組織」：児童支援部会 週1回
《構成員》校長、教頭、教務、児童指導担当、教育相談CO、養護教諭
《内容》
 - いじめに関する相談・通報への対応
 - いじめの判断と情報収集
 - いじめ事案の報告 → 児童指導連絡会（月1回 職員会議）で全職員に共通理解を図る
- ③「校内いじめ問題調査委員会」：重大事態に対応（いじめ防止対策推進法28条）
《構成員》校長、教頭、教務、総括教諭、児童指導担当、養護教諭、教育相談CO
（SC、SSW等）※構成員は、事案内容によって校長が任命
《内容》
 - 愛川町教育委員会への連絡
 - 重大事態と思われるいじめ事案の調査
 - 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法での情報提供・説明

(3) いじめの未然防止対策

- 教職員は、日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない行為である」という認識を徹底させる。
- 教職員は、いじめの様態や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応ができるようにする。
- 自己肯定感を高める学校行事、体験活動、野外活動、ボランティア活動などの取組を推進する。
- 児童会が主体となったいじめ防止に資する活動を支援する。
- 学校便り・学年・学級通信等による家庭との信頼関係の構築、あいさつ運動、登下校見守り、地域行事への積極的な参加など、家庭・地域と連携し、多くの大人の目で児童を見守る体制づくりに努める。
- スクールカウンセラーや相談関係機関等と日常的に情報交換や相談をし、適切なアドバイスを教育活動に生かす。
- Y-P（横浜プログラム）による学級集団のアセスメントを通して、より良い集団づくりに努める。
- インターネット上のいじめを防止し対処できるよう、児童・保護者への情報モラルの啓発活動を行う。

(4) いじめの早期発見・早期対応対策

- いじめの早期発見のための定期的な調査
 - ・アンケートの実施（年3回 4月・9月・2月）
 - ・アンケート後の早期対応の徹底
 - ・児童との個別面談（年2回以上）
- 児童および保護者のいじめに係る相談体制の整備
 - ・スクールカウンセラーとの連携
- いじめを把握したら、24時間以内に管理職に報告

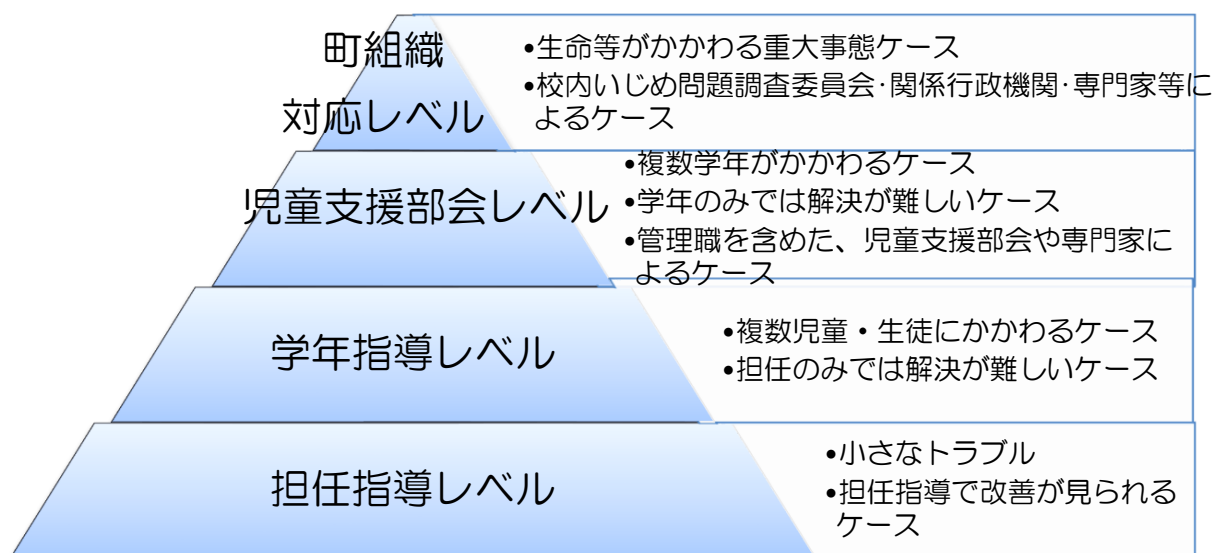
(5) いじめに対する措置

- 気になる様子があった場合は「いじめ」であるか否かにとらわれることなく、迅速かつ組織的に、事実確認等、当該児童との教育相談の実施。
- 被害を受けている児童の訴えを受け、組織的に指導方針を検討し、解決策を考え、保護者に連絡。
- 加害児童への毅然とした指導と、保護者への支援依頼。
- 社会で「犯罪」行為と認められる内容のいじめ（暴行・傷害・窃盗・恐喝・強要など）については、警察との連携も積極的に視野に入れながら指導。また、緊急の場合には即時通報。
- 継続的な支援が必要な場合には、保護者と相談のうえ、関係機関等との連携も含めて対応。
- 当該児童に心理的又は物理的な影響を与える行為が、止んでいる状態が3ヶ月を目安に経過していること。加えて、当該児童が心身の苦痛を感じていないことを確認し、いじめが解消していると判断。
- いじめが解消したと判断した後も、当該児童及び加害児童の状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握し、いじめの再発を防ぐ。

3 重大事態への対応

- 重大事態発生時には、速やかに教育委員会に連絡し、指導について相談。
- 管理職を含めた児童支援部会を開き、校内いじめ問題調査委員会の構成員を決定。
- 校内いじめ問題調査委員会は迅速に事実確認をし、適宜被害児童の保護者に情報提供。

対応別イメージ図



問題行動等発生時の対応図

